

# 農薬の適正使用について

——農薬危害防止運動月間にちなんで——

農林水産省農産園芸局植物防疫課農薬対策室 おお もり まさ かず  
**大 森 正 和**

## はじめに

農薬危害防止運動月間にちなんで、その概要を示すとともに、その背景である農薬の安全使用全般について、以下に述べる。

### I 農薬危害防止運動とは

厚生省および都道府県との共催で、毎年6月1日から6月30日の1か月間を「農薬危害防止運動月間」として実施している。危害防止運動が開始された昭和28年当初は、有機リン剤等による散布中の中毒事故の防止のための運動であったが、現在では、農薬による中毒事故や無登録農薬の使用・販売等は、農薬の適正な使用および安全性に関する知識の欠如に起因しているケースがほとんどであることから、農薬の販売業者、防除業者その他の農薬使用者に対して、農薬の適正な取り扱いおよび農薬取締法を始めとする関係法令等の周知を図るとともに、農薬に関する正しい理解の普及を図ることを目的として、幅広い観点からの種々の取り組みがなされている。

すなわち、危被害事故や無登録農薬等の不法販売の防止に加え、農産物の安全性確保や生活環境の保全の観点からの農薬の適正使用指導の徹底、ゴルフ場等農耕地以外の場所での農薬使用の適正化、消費者等広く一般への農薬の正しい理解の普及等も目的として、テレビ、ラジオ等の放送、ポスターの掲示、新聞による広告などの活動が進められている。

このように農薬危害防止運動の幅が広がったことに伴い、特に各都道府県においては、農薬適正使用推進対策事業の中の農薬安全使用等対策事業、環境保全型防除システム確立事業等を積極的に活用し、農薬の適正な使用方法の指導、安全な農作物の生産に資するため、各地域の特性に応じた農作物・土壌残留実態の調査、農薬の危害防止のための各種資料の配布、販売業者等に対する研修および農業者等に対する農薬安全使用基準の周知徹底を実施する。また、本年度、新たに組み替えた農薬安全使用総合啓発事業では、食品衛生法に基づく残留農薬基

準の大幅な拡充に対応し農薬の安全使用基準の策定も余儀なくされており、農家自ら農薬の安全使用基準の厳守の重要性を認識し、国内農産物に対する確固たる信頼性を得ることにある。このため農産物安全対策業務と連携し前事業で整備されたオープンラボを核に有効活用を図り、生産サイドの関係者自らに農薬適正使用の重要性を認識してもらう。さらに、環境に配慮した防除を推進するため、水質モニタリングを行い、そのデータを活用した防除管理システムを構築する等といった事業に積極的に取り組むことが重要である。

### II 使用者の安全確保について

毒性試験結果および作物ごとの使用方法での暴露量から農薬使用者の健康を保護するため、マスク、メガネ、防除衣等の防護器具およびその他の注意事項が、それぞれの農薬に応じてラベルに記載されている。また、周辺作物等の薬害、養蚕・養蜂・家屋・自動車の塗装等への危害防止についても配慮が必要であり、これらについてもそれぞれの農薬に応じた注意事項が記載されている。

使用者への安全確保および周辺環境に対する危害を防止するためにも、農薬のラベルをよく読み、注意事項を厳守することが重要である。

### III 農作物の安全の確保について

残留農薬基準とは、厚生省が食品衛生法に基づいて定めた食品規格の一つであり、この規格に合わないこととなっており、基準値をオーバーした農産物は販売できず、罰則が適用される場合がある。本基準は昭和53年までに26農薬について設定されて以降、平成3年までは改正はなかったが、平成8年4月現在で、合計108農薬、約130農作物について設定されている。

最近の残留農薬基準の大きな動きとしては、食と健康をめぐる問題を検討し、新しい食品保健対策のあり方について厚生省が開催した「食と健康を考える懇談会」の報告において、「残留農薬等の基準策定の推進」が提言されている。この中で、「現在108農薬についてのみ基準が策定されているが、約450の農薬が国内で登録されてい

ること等を考慮し、当面、少なくとも使用量の多いもの等 200 農薬程度まで基準を定めることを目標に、計画的に基準策定を進めるべきである」とされている。

農林水産省では、残留農薬基準の設定されたもので国内で登録のある農薬について、農薬の安全かつ適正な使用についての指導を一層進めるため、農薬取締法に基づき、農薬の使用の時期およびその方法等について使用に当たって指針とすべき「農薬残留に関する安全使用基準」を定め、公表している。本基準は昭和 53 年までに 20 農薬について設定されて以降、平成 3 年までは改正はなかったが、残留農薬基準の拡充に対応し平成 4 年 11 月に全部改正を行い、以後毎年 2 回のペースで追加設定、削除または一部改正を行っており、現在は合計 82 農薬について策定、公表している。

また、農薬登録にあたり環境庁長官が、農作物などの利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるかどうかの基準を定めることとなっている。当該農薬を食用作物に使用する際、この基準を超えるような使用方法の申請は保留されることから、作物残留に係る農薬登録保留基準と呼ばれているが、上記の残留農薬基準が定められていれば、それが農薬登録保留基準になる。

なお、農薬登録保留基準を決めるときの毒性学的資料の評価などは、残留農薬基準の場合と同様である。ただし、これから使用される農薬なので野菜類や果実類といった、食品群ごとに定めるのが通例となっている。

安全使用基準や登録保留基準に定められた範囲での具体的な使用時期、回数等は農薬のラベルに表示されており、これに沿って適正に使用することが重要である。

#### IV 環境の保全について

平成 4 年 12 月には水道法に基づく水道水の水質基準が、平成 5 年 3 月には環境基本法（当時は公害対策基本法）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準が、それぞれ改正され、水質汚濁防止法に基づいて、公共用水域等の水質の汚濁状況の監視等が行われている。また、水田で使用される農薬については、登録検査段階で作物残留と同様に水質汚濁に関しても登録保留基準を設定することとなり、本基準を超える場合は登録が保留されることになる。

使用場面については、従来より「水産動物の被害の防止に関する安全使用基準」が設定されており、現在 46 農薬について公表している。また、平成 6 年 4 月に環境基準の適正使用の徹底を図るため 4 農薬について、「水質汚濁の防止に関する安全使用基準」が設定されている。

さらに、農薬取締法に基づき水質汚濁性農薬の指定が行われており、現在登録されている農薬としては、ベンゾエピン、ロテノンおよびシマジンがある。水質汚濁性農薬に指定されると、都道府県知事が必要に応じて規制により許可制とすることができるほか、販売店においては、より詳細な帳簿の記載が求められ、使用者においては、改良普及員や病害虫防除員または必要に応じて農薬管理指導士、緑の安全管理士等の、指導または講習会を受けるように努めなければならない。

なお、水道水質基準や環境基準は、生涯にわたる連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水準を基とし、安全性を十分考慮して設定されており、公共用水域の水質の評価は年間平均値で行うべきものとされている。要監視項目や水質評価指針においても同様の考え方である。

空中散布については、従来より「農林水産航空事業実施指導要領」に基づき対策が講じられてきたが、危害防止を一層徹底するため、平成 6 年 4 月に「航空機を利用して行う農薬の散布に関する安全使用基準」が設定され、現在 44 農薬について公表している。

農薬の空中散布に当たっては、農林水産航空事業実施指導要領を遵守し、特に周辺の状況に応じた散布地域の点検・見直しを行うとともに、飛散の少ない剤型の農薬や散布技術を積極的に導入する必要がある。

また、水田において除草剤などの農薬を使用する際には、容器に表示されている止水期間中は水をかけ流ししないなど、十分な防除効果の発現を図りつつ水管理の適正化に努める必要がある。

ゴルフ場における農薬使用についても河川、湖沼などへの農薬の飛散・流入がないようにするとともに、ゴルフ場内の水質の監視および保全などに努める必要がある。

#### おわりに

農薬の取り扱いに当たっては、登録された農薬を適正に取り扱うとともに、保管・管理を徹底すること。また、農薬の使用に当たっては、ラベルに表示されている適正な使用方法をよく読んで正しく使用すること、周辺環境へ十分配慮すること等、各段階で各関係者全員が真に農薬の取り扱い、使用の基本となる事項を着実に実施することが重要である。

農薬による中毒事故や危被害を未然に防止するため、また、消費者の農薬に関する漠然とした不安を解消するためにも農薬の危害防止運動を契機とし、今後とも基本に忠実な適正使用を推進していくことが最も重要なことと考える。